

本市の鳥獣被害対策について

1 鳥獣被害対策の根拠法令

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に実施することを目的とした「鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年12月21日）が制定され、この法律に基づき市町村は単独又は共同して被害防止計画を定めことにより、様々な対策に取り組むことができるようになった。

2 北九州市・水巻町広域鳥獣被害防止計画

(1) 被害防止計画の策定

本市では上記法律に基づき平成20年度に被害防止計画を策定し、平成21年度から様々な対策に取り組んでいる。

その後、平成25年度からは、北九州市と水巻町の共同で策定した被害防止計画に基づいて広域的な対策を実施中で、現在の計画は平成27年度～平成29年度の3ヵ年計画である。

(2) 計画で定めている内容

対象の野生鳥獣はイノシシ、ニホンザル、シカ、カラス、ヒヨドリ等で、現状の改善のための目標（農業被害額）、捕獲方法、捕獲目標頭数、被害防止対策に関する計画を定めている。

3 有害野生鳥獣被害対策マニュアル

(1) 策定の経緯及び目的

- ・平成18年4月本市における危機管理の基本姿勢及び基本方針として定めた「北九州市危機管理基本指針」に沿って、個別計画として平成20年4月に策定。
- ・野生鳥獣が市街地や農地等に出没し、人身や市民生活、農作物等に被害を生じるおそれがある場合又は被害が発生した場合において、その被害の未然防止と拡大防止を図り、市民生活の安全と安心を確保することを目的とする。

(2) マニュアルで定めている内容

野生鳥獣の獣類（イノシシ、ニホンザル、シカ等）、鳥類（カラス等）、外来移入種（アライグマ、ハクビシン等）を対象とし、人身事故等が発生した場合の組織と体制やその予防対策などが定められている。

4 野生動物（イノシシなど）への餌やりについて

（1）イノシシへの餌やり実態調査

① 調査内容

以前から餌やりの情報が多い小倉北区足立山周辺でイノシシへの餌やりの情報がある地点において、今後の鳥獣対策に生かすため、その出没状況と餌やりの関係について試験的な調査を平成27年8月から10月にかけて実施した。

② 調査結果

調査した5地点のうち、1地点（望玄荘側の展望駐車場）で餌付けが確認された。また、調査地点の平和公園では日中に出没する人馴れしたイノシシがいることが確認された。

（2）調査結果をもとにした対策

① 継続実施する対策

ア 捕獲の強化

警察、猟友会の協力を得た追い込み捕獲

イ 餌付け防止対策

餌付け地点での餌付け禁止看板の設置

ウ 継続したイノシシの出没監視

センサーカメラを設置して、イノシシの出没状況等の監視

② 今後新たに実施予定の対策

ア 市街地での捕獲

住宅地近辺での箱わなによる捕獲

イ 市民啓発の強化

市民用啓発チラシを校区単位などの全戸配布

出前講演の実施

（3）餌付けに関する専門家の意見

① 公益社団法人北九州市獣医師会 西間会長の意見

野生動物には餌を与えず、観察する、見て楽しむ程度が人と野生動物の関わり方の基本である。

② 到津の森公園 岩野園長の意見

野生動物への餌やりは、野生動物のためにも人間のためにもならないので絶対にしてはいけない行為である。

5 その他今年度の取組状況

（1）西日本工業大学との連携

西日本工業大学が取り組んでいる教育・研究・社会貢献を目的とした「地（知）の拠点整備事業（文部科学省）」に協力して、ドローンによる追払いやICTを活用した効率的な捕獲など、新たな鳥獣被害対策の技術を研究している。

（2）小倉南区でのニホンザル対策

地域住民や猟友会による追払い及び香春町、みやこ町と連携した個体数管理（捕獲）などの対策を一体的に実施した結果、今年度の夏頃からニホンザルの群れが人里に出没する回数が減少し、現在でも人里近くに出没していない。

この傾向は香春町でも同様であり、実施してきた対策の効果が現れてきたものと考えており、今後も継続していく。